

令和2年 月 日議会運営委員会決定

発言通告書の提出期限に係る申し合わせの変更について（案）

発言通告書の提出期限については、平成24年12月5日付け「発言通告書の提出期限に係る申し合わせについて」（議会運営委員会決定）により申し合わせをしている。

このうち、質疑に係る発言通告書については、その要旨を通告書に記載することにより的確な答弁がなされることが期待されているところであるが、より的確な答弁を行わせること等を目的として、下記のとおり申し合わせを変更することとする。

記

1 発言通告書の提出期限について

通告の種別	現 行		今後の取扱い		
	議運提出日と議決日が異なる議案	議運提出日と同日に議決される議案	議運提出日と議決日が異なる議案	議運提出日と同日に議決される議案	
質 疑	遅くとも 開議の前日 午後5時まで	遅くとも 開議の 1時間前	遅くとも <u>開議の前日</u> 正午まで	遅くとも 開議の 1時間前	
討 論			遅くとも 開議の前日 午後5時まで		
議事進行					遅くとも 開議の前日 午後5時まで
一身上の弁明					